



マネックス通信第7号

発行 平成16年 5月31日

<http://www.manecs.com>

マネックス合同会計

京都市下京区四条通新町西入る新釜座町 716-1 四条平野

ビル9階

「総額表示」Q&A

平成16年4月から、値札等における価格の表示は消費税相当額を含んだ総額とする「総額表示方式」がスタートしました。今回はこの総額表示に関するQ&Aをまとめましたので、ご参考になさってください。

Q1：総額表示をしなければならないものは？

A： 消費者に対して商品やサービスを販売する課税事業者が行う価格表示が対象となります。表示媒体が何であるかというのは関係が無く、値札や広告、TVCMやDMも対象となります。価格表示を行う場合を対象とするものなので、そもそも価格表示を行っていない場合にまで価格の表示を強制するものではありません。

Q2：見積書や請求書等は、総額表示の対象ですか？

A： 総額表示の義務付けは、不特定かつ多数の者に対する値札や広告などにおいて、あらかじめ価格を表示する場合を対象としていますので、見積書、契約書、請求書等は総額表示の対象にはなりません。

ただし、広告やホームページなどにおける“見積り例”などの場合は、不特定かつ多数の者に対してあらかじめ価格を表示していますので総額表示の対象となります。

Q3：希望小売価格も総額表示にする必要がありますか？

A： 製造業者、卸売業者が、いわゆる「希望小売価格」を設定し、商品カタログや商品パッケージなどに表示している場合の「希望小売価格」は、小売店が消費者に対して行う価格表示ではありませんので、総額表示の対象にはなりません。

しかし、小売店において、製造業者等が表示した「希望小売価格」を自店の小売価格として販売している場合には、総額表示の対象となります。

Q4：会員制の店舗等における取引も対象になりますか？

A： 総額表示の義務付けは、「不特定かつ多数の者」に対する表示を対象としています。会員制のディスカウントストアやスポーツ施設（スポーツクラブ、ゴルフ場）など会員のみを対象として商品やサービスの提供を行っている場合であっても、その会員の募集が広く一般を対象に行われている場合には、総額表示の対象となります。

Q5：「100円ショップ」などの看板は総額表示の対象ですか？

A： 「100円ショップ」などの看板は、お店の名称（屋号）と考えられるため、総額表示義務

の対象には当たりません。また、「1万円均一セール」といった販売促進イベントなどの名称についても同様です。

Q6：免税事業者の価格表示はどうでしょうか？

A：消費税の課税事業者でない事業者における価格表示は、総額表示の対象とされていません。

しかし、多くの事業者が税込金額での表示に移行する中、税抜きでの表示には消費者とのトラブルも予想されますので、税込金額での表示が望ましいように思われます。

Q7：具体的にどのように表示すればいいのですか？

A：総額表示の義務付けは、消費者が値札や広告などを見れば、『消費税額を含む支払総額』を一目で分かるようにするためのものなので、「税抜価格」を本書きとする表示方法（例えば「**9,800円(税込 10,290円)**」など）であっても問題ありません。

ただし、他の表示方法に比べて文字の大きさや色合いなどを変えることにより「税抜価格」をことさら強調すると、消費者に誤認を与えたり、トラブルを招くような表示となる可能性もあり、このような表示がされた場合には、総額表示の観点からも問題ですが、そうした表示によって、『9,800円』が「税込価格」であると消費者が誤認するようなことがあれば、「不当景品類及び不当表示防止法（景品表示法）」の問題が生ずるおそれもあります。

Q8：1円未満の端数が生じる場合には、どのようにすれば良いのですか？

A：1円未満の端数が生じる場合がありますが、その端数をどのように処理（切捨て、切上げ、四捨五入など）して「税込価格」を設定するかは、それぞれの事業者のご判断によることとなります。

Q9：単価、手数料の表示方法どうなりますか？

A：商品の単価や手数料率を表示する場合など、最終的な取引価格そのものではなく、その取引の単価を表示しているものについても総額表示の対象となります。（例えば、肉の量り売り、ガソリンなどのように一定単位での価格表示、不動産仲介手数料など、取引金額の一定割合とされている表示など）

（例）「総額表示」が義務付けられる単価等の表示例

	税抜表示	総額表示
肉の量り売り	100 グラム 200 円	→ 100 グラム 210 円
ガソリン、灯油	1 リットル 100 円	→ 1 リットル 105 円
不動産仲介手数料	売買価格の 3.00 %	→ 売買価格の 3.15 %

Q10：値引販売における価格表示はどうなりますか？

A：値引販売の際に行なわれる価格表示の「**割引」あるいは「**円引き」とする表示自体は総額表示の対象とはなりません。なお、値引後の価格を表示する場合には、「総額表示」とする必要があります。

事例 4 号
住宅ローン控除／繰上返済等をして
アウトの場合／セーフの場合

アウト（適用なし）

当初借入	借入金残高	3,000万円
	初回返済月	平成15年 1月
	最終返済月	平成44年12月
	償還期間	30年間
	その他の住宅ローン控除の要件は満たしている。	

※平成15年分住宅ローン控除、適用あり

↓

繰上返済	繰上返済額	2,500万円
	※平成16年1月繰上返済（25年分）	

↓

繰上返済後

初回返済月	平成15年 1月
最終返済月	平成19年12月
償還期間	5年間
その他の住宅ローン控除の要件は満たしている。	

償還期間が10年未満に縮まったため

※平成16年分以降住宅ローン控除、適用なし

セーフ（適用あり）

当初借入	借入金残高	3,000万円
	初回返済月	平成15年 1月
	最終返済月	平成44年12月
	償還期間	30年間
	その他の住宅ローン控除の要件は満たしている。	

※平成15年分住宅ローン控除、適用あり

↓

繰上返済	繰上返済額	2,500万円
	※平成16年1月繰上返済（20年分）	

↓

繰上返済後

初回返済月	平成15年 1月
最終返済月	平成24年12月
償還期間	10年間
その他の住宅ローン控除の要件は満たしている。	

償還期間が10年以上のため

※平成16年分住宅ローン控除、適用あり

（措置法通達41-19）

住宅借入金等の金額の全額につき、繰上返済等をした場合又は繰上返済により償還期間又は割賦期間が10年未満となる場合のその年については住宅ローン控除の適用はないものとする。

* 詳しい内容及びこの事例の個別適用については、他の適用要件もありますので、当事務所各担当税理士にご確認ください。

決算書の分析⑤

テーマ「金融機関が重視する経営分析資料とは？」(後編)

前回に引き続き、金融機関が重視する経営分析資料の中から、「返済能力を表す分析指標」についてご説明します。

1) キャッシュ・フロー額

借入金の唯一の返済財源は「キャッシュ・フロー」です。したがってキャッシュ・フロー額の水準が重視されます。

ここでは、キャッシュ・フロー額とは「営業利益+減価償却費」を意味します。

たとえば、以前より減価償却の方法を「定率法」を選択していた法人が、「定額法」に変更したとしましょう。「定率法」は資産を取得した時期の直後に多額の償却費を計上できるのに対して、「定額法」は每期定額の償却費を計上します。この法人は新しく設備を導入するにあたり、業績が悪くなっている中、利益を多く計上するために償却方法を変更したのですが、キャッシュ・フロー額を算出するときには、結局、利益を多くするために、減価償却が減少しているので、同じ結果となります。

現在、金融機関は、会計処理の変更などで利益を過大あるいは過少に利益を計上できる損益計算書よりも、キャッシュ・フロー額を算定するキャッシュ・フロー計算書を重視する傾向にあります。

中小企業では、以前から赤字の場合または利益が少ない場合、減価償却を実施しないということがありました。法人税法上、減価償却費の計上は任意であることもあり、赤字幅を減らすためにとられていた手段でした。しかし、キャッシュ・フロー額を重視する以上、減価償却を実施しないことは、意味を持たないこととなります。

2) 債務償還年数

有利子負債をキャッシュ・フロー額で割って算出するもので、借金をキャッシュ・フローで返済すると何年かかるか、言葉を換えれば、借金はキャッシュ・フローの何年分あるかを示すものです。

$$\text{債務償還年数} = \frac{\text{有利子負債}}{\text{キャッシュ・フロー}} \quad (\text{年})$$

(注) 有利子負債とは、借入金・社債の合計額で、割引手形は含みません。

このように、債務償還年数は短ければ短いほど望ましいとされ、**10年**を超えると致命的になってしまいます。なお、TKC経営指標(平成**13**年度・全産業黒字企業平均)では**6.1**年です。

3) インタレスト・ガバレッジ・レシオ

営業利益と受取利息配当金の合計額を支払利息割引料で割って算出するもので、営業利益と財務収益である受取利息配当金の合計でどの程度支払利息割引料をカバーできるかを示すものです。

$$\text{インタレスト・ガバレッジ・レシオ} = \frac{\text{営業利益} + \text{受取利息配当金}}{\text{支払利息割引料}} \quad (\text{倍})$$

このように、インタレスト・ガバレッジ・レシオは数値が高ければ高いほど望ましく、金利支払能力があるとされています。なお、TKC経営指標（平成13年度・全産業黒字企業平均）では3.8倍です。

この比率を高めるためには、分子である「営業利益」や「受取利息配当金」を増やすか、分母である「支払利息割引料」を減らす必要があります。

昨今のように低金利下で財テクによる運用収益を得るのは難しいので、「本業による利益」である「営業利益」を高める必要があります。また、支払利息割引料を減らすには、金利の低い借入金に借り替えることも考えられますが、資金を生み出すことで支払利息の発生原因である借入金そのものを返済していくという姿勢が大切となります。

[参考文献]

赤岩茂氏著「決算書の読み方 基本の基本」中経出版

納税証明書の交付請求手続

各種書類を提出する場合において納税証明書が必要となる場合があります。そこで納税証明書の請求方法についてお話したいと思います。

1 納税証明書の種類

まず納税証明書の種類ですが、大きく分けて4種類の証明書があります。どの種類の納税証明書が必要となるのかあらかじめ確認が必要です。

その1・・・納付税額等の証明書

その2・・・所得金額の証明書

その3・・・未納の税額がないことの証明

その4・・・滞納処分を受けたことがないことの証明

請求できる国税の年度は、原則として、直前の年分からさかのぼって3年前までとなります。

なお、納税証明書その3については、国税の年度を指定することはできません。

2 納税証明書の請求方法について

納税証明書を請求するためには、次のものが必要となります。

(1) ご本人（法人の場合は代表者本人）が来署される場合

① ご本人の印鑑（法人の場合は申告書に押印した代表者の印鑑）

② 手数料の金額に相当する収入印紙又は現金

③ ご本人（法人の場合は代表者本人）であることを確認できるもの

(2) 代理人の方が来署される場合（ご家族、従業員の方も代理人となります）

① ご本人（法人の場合は代表者本人）からの委任状

② 代理人の方の印鑑

- ③ 手数料の金額に相当する収入印紙又は現金
- ④ 代理人本人であることを確認できるもの
- (3) 郵送で請求される場合
 - ① 納税証明書交付請求書
 - ② 手数料の金額に相当する収入印紙
 - ③ 所要の金額の切手をはった返信用封筒

3 手数料の計算方法

その1・その2・・・税目数×年度数×枚数×400円

その3・その4・・・枚数×400円

なお、収入印紙をはって手数料を納める場合には、収入印紙には消印しないで下さい。消印をしたものは無効となります。

※納税証明書手数料については、現金による納付も可能となりました。

【お知らせ】

マネックス通信では、関与先様相互の情報交換の場を広くご提供したいと考えております。つきましては、御社の会社案内・商品案内などの書類で、マネックス通信に同封のご希望がございましたら、各担当者までお申し付け下さいませ。

第7号目次

- P. 1～2…………「総額表示」Q&A
- P. 3……………事例4号
- P. 4～5……………決算書の分析⑤ 後編
- P. 5～6……………納税証明書の交付請求手続